

○経済産業省令第三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月七日

計量単位規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 齋藤 健

計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
別表第三（第二条関係）			
接頭語	記号	接頭語	記号
クエタ	Q	〔新設〕	〔新設〕
ロナ	R	〔新設〕	〔新設〕
ヨタ	Y	ヨタ	Y
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
ヨクト	y	ヨクト	y
ロント	r	〔新設〕	〔新設〕
クエクト	q	〔新設〕	〔新設〕
別表第三（第二条関係）			
接頭語	記号	接頭語	記号
クエタ	Q	〔新設〕	〔新設〕
ロナ	R	〔新設〕	〔新設〕
ヨタ	Y	ヨタ	Y
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
ヨクト	y	ヨクト	y
ロント	r	〔新設〕	〔新設〕
クエクト	q	〔新設〕	〔新設〕

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。